



「食の環（わ）」プロジェクトの取りまとめとその発信について（関係府省庁申合せ） 概要 （令和6年7月）

「食の環（わ）」プロジェクトの背景

- 25年ぶりの「食料・農業・農村基本法」の見直しにおいて、「食品アクセスの確保」の考え方を明記。具体的には、経済的、物理的に食品にアクセス困難な方々に健康な食生活を享受できるようにする取組を政府として推進していく必要。
- 「食品ロス削減」や「食品寄附促進」に加え、「食品アクセスの確保」に向けた取組を関係府省庁や地方公共団体が縦割りに陥ることなく、一体的に取り組めるように、**食品ロス削減、食品寄附促進、食品アクセス確保の3つの施策を包括する概念を「食の環（わ）」**と呼ぶことについて、関係府省庁で申合せ。

＜「食の環（わ）」プロジェクトに向けた施策の全体像（概要）＞

食品ロス削減	（食品の）経済的アクセス	（食品の）物理的アクセス
排出削減の取組 （公表・商慣習見直し・国民運動等）	食料提供に向けた体制づくり （地域の関係者が連携して取り組む協議会の設置等支援）	
食品寄附の促進 （期限表示、保険、DX）	食料提供に資する体制づくり （食料支援等を通じたつながり創出）	移動販売等の拠点となる施設整備
フードバンク・子ども食堂等を介した食品寄附への支援 （食品寄附ガイドライン作り、フードバンク・子ども食堂等の活動支援等）		店舗への交通手段の確保
食べ残し持ち帰り促進 （持ち帰りガイドライン作り）	フードバンク・子ども食堂等への食料提供（備蓄米無償交付等）	移動販売等で店舗を届ける
		商品を届ける （ラストワンマイル配送支援等）
		食品アクセスの状況や対策事例等

今後の取組予定

- 今後、関係府省庁は、食品ロス削減・食品寄附促進・食品アクセス確保に関わる幅広い施策において、「食の環（わ）」プロジェクトの一環であることや、「食の環（わ）」共通のロゴマークを使用して、ワンボイスで発信する。（ロゴマークは、行政だけでなく、民間も利用可能）
- 「食の環（わ）」プロジェクト特設サイトを立ち上げ、「食の環（わ）」プロジェクトに関する関係府省庁の情報を集約する。
- 今後、本プロジェクトの成果の「見える化」を検討していく。

「食の環（わ）」プロジェクトロゴマーク

（関係府省庁による発出文書等において、下記のいずれかの「食の環（わ）」プロジェクトロゴマークを使用。また、一定の要件の下、民間団体等にもロゴマークの使用を認める。）



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

「食の環」プロジェクトは持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。